

水産政策審議会

第46回 漁港漁場整備分科会

令和4年1月19日（水）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課

午後2時03分開会

○森計画課総括課長補佐 お待たせいたしました。予定時刻を少し過ぎましたが、ただいまより水産政策審議会第46回の漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

私、本日、進行を務めさせていただきます水産庁計画課で総括課長補佐をしております森と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日、現時点で委員定数7名中、5名の委員、御出席を確認できております。以上で定足数を満たしております。本日の漁港漁場整備分科会は成立しておりますことを御報告いたします。

本分科会におきましては、カメラ撮りは冒頭のみ行われます。また、議事及び各委員の御発言内容は後日ホームページにて公表することとしておりますので、御了承ください。

なお、橋本委員以外の委員におかれましてはリモートでの御参加ということで御了承いただいております。

会議のリモート開催に当たって、毎度ではございますけれども注意事項をお知らせいたします。

まず会議中、委員の皆様のカメラはオン、マイクはミュートにいただき、御自身の御発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言をお願いいたします。また、通信状態が悪く音声聞き取りにくい場合には、カメラオフのお願いをすることがありますので、御了承ください。審議事項に対する委員の御発言は分科会長からの御指名の順に頂くことを予定していますが、これ以外の御発言がある場合には、挙手ボタン又はチャットにより事務局の方にお知らせいただくなどお願いいたします。

音声聞こえない等、不具合がございましたら、資料の説明の途中であってもその旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせしている事務局の電話への御連絡をお願いいたします。

委員の皆様には、音声の不具合等で説明や審議が中断する場合がありますことを、あらかじめ御了承をお願いいたします。

続いて、議事に入ります前に、水産庁の矢花漁港漁場整備部長から挨拶を申し上げます。

矢花部長、お願いいたします。

○矢花漁港漁場整備部長 御紹介いただきました部長の矢花でございます。座って失礼を

いたします。

今年初めてということになります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年から議論を始めましたけれども、いよいよ3月閣議決定を目指して、精力的に御議論いただくということで、ちょっと資料の方も大変量が多くなっておりますけれども、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りまして、関係する漁業者、あるいは国民の皆さんが漁港漁場、漁業のインフラについてこんなふうこれから取り組んでいくんだと、夢や希望を抱いていただけるようなものをできるだけ作れたらいいなというふうに思っております。年が明けまして、トンガで大きな噴火があり、先週は津波が発生するなど、漁業関係の皆様も大変御心配をされたのではないかと思っております。こういった気候ですとか地球規模でのいろんな変化にも対応していかなければならず、そういうものも視野に置きながらインフラの整備をしていかなければならないということで、また気を引き締めた次第であります。

今日はちょっとまたボリュームが多くなっておりますので、御挨拶はここまでにさせていただきます。皆様からの御意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森計画課総括課長補佐 それでは、ここで本日御出席の委員及び特別委員の皆様を私から御紹介させていただきます。

まず、全国漁協女性部連絡協議会会長の荒木委員でございます。

東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科准教授の工藤委員でございます。

千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長の坂本委員でございます。

日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷委員でございます。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授の橋本委員でございます。

株式会社ホリエイ代表取締役の堀内委員でございます。

そして、特別委員のクリエーションwebプランニング代表取締役の深川委員でございます。

なお、東北大学災害科学国際研究所助教の定池委員におかれましては、本日遅れて参加されると伺っております。

先ほど定足数のところで5名と申し上げましたけれども、現在では6名の参加ということになっておりますので、御確認をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、先ほど挨拶いたしました矢花漁港漁場整備部長でございます。

続きまして、田中計画課長でございます。

○田中計画課長 よろしくお願ひいたします。

○森計画課総括課長補佐 横山整備課長でございます。

○横山整備課長 よろしくお願ひいたします。

○森計画課総括課長補佐 中奥防災漁村課長でございます。

○中奥防災漁村課長 よろしくお願ひします。

○森計画課総括課長補佐 中村水産施設災害対策室長でございます。

○中村水産施設災害対策室長 よろしくお願ひいたします。

○森計画課総括課長補佐 そのほか水産庁の事務局が出席しております。

続きまして、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。まず、資料番号なしの議事次第、漁港漁場整備分科会委員名簿、座席表、資料一覧。次に、資料の右肩に資料番号が付いております。審議事項に関する資料といたしまして、資料１が「水産政策審議会漁港漁場整備分科会における論点スケジュール」、資料２が「水産政策審議会第45回漁港漁場整備分科会での委員からの主な意見とその対応」、資料３－１といたしまして「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（素案）について」、資料３－２「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の概要」、資料４－１が「漁港漁場整備長期計画骨子（案）」、資料４－２といたしまして「新たな漁港漁場整備長計画の骨子案の考え方について」、次にその他の資料といたしまして、まず参考資料１、参考資料２は、現行の「漁港漁場整備長期計画」と「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」、こちらが付いております。

以上でございますけれども、不足しているものはありませんでしょうか。

なお、資料につきましては説明時に画面にも表示させていただきますので、適宜併せて御覧いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

これより進行は橋本分科会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○橋本分科会長 それでは、議事に入らせていただきます。着席をして進めさせていただきます。

では、審議事項に移ります。

本日の審議事項としては、審議事項１、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見

直し（素案）について、それから、審議事項２、新たな漁港漁場整備長期計画骨子（案）についてを予定しています。

まず、事務局から、これらの論点スケジュール及び前回の分科会における委員の先生方からの意見についての対応に関し、説明を受けます。事務局より資料１及び資料２の説明をお願いします。

○田中計画課長 計画課長の田中でございます。漁港漁場整備の基本方針の変更及び長期計画の策定につきましては、前回に引き続きの審議となります。本日も委員それぞれのお立場から御意見を頂きたいと思っております。

それでは、資料１、２を用いて長期計画の審議スケジュール、そして前回会議での委員からの御意見の対応等について御説明をいたします。

資料１を御覧いただきたいと思います。

本日、長期計画、そして基本方針の検討の第３回目ということになります。長期計画の関係では、目標となります指標、そしてあと事業量について、その具体的な記載内容についてお示しをさせていただいております。また、施策につきましても、箇条書の形にはなっておりますけれども、具体の施策についての列記をさせていただいております。また、漁港漁場整備の基本方針においては、新旧についての対比の形で変更点についてお示しをしておりますので、これについての御意見を頂きたいと考えております。

続きまして、資料２を御覧ください。

昨年１０月に開催をいたしました第４５回分科会におきまして、委員から頂きました意見とその対応について整理をしております。順に御説明をしていきたいと思っております。

まず、水産業の成長産業化の観点では、工藤委員より、サプライチェーンの構築・強化が必要であること、また漁港における加工能力の強化が必要であるといった御意見を頂いたところでございます。これらについてはいずれも、長期計画の骨子案の中で具体的に記載をさせていただきたいというふうに考えてございます。また、漁港における加工能力の確保も進めていくこととしたいと考えております。

また、堀内委員からは、養殖においては養殖業の地域特性を踏まえることが大事であるという御意見を頂いております。こういった地域の養殖業の特性についてしっかり応じた整備を推進していくこととしたいと考えております。

２つ目の柱であります安定した漁業生産の確保におきましては、定池委員より、「救援活動等の拠点の整備」について、拠点機能の位置づけなどを明確にする必要があるという

御意見を頂いたところでございます。これについては、具体の施策の中で記載の充実を図っていきたいと考えております。

また、谷委員からは、藻場の造成について原因の究明が必要だ、そして、農・林・水の連携が必要であるという御意見を頂きました。磯焼け、藻場の減少に対してはこれまで水産庁においては磯焼け対策の協議会、あるいは、対策のガイドラインを公表するなどして、知見の集積や情報の共有を図っているところでございます。引き続き、取り組んでまいりたいと思っております。また、漁場の保全の観点からの森林整備との連携、こういったものも取り組んでいるところでございますので、引き続き、効果的な施策について検討してまいりたいと考えております。

また、深川委員の方からは、研究と現場の結びつきが見えてこないという御指摘を頂いたところであります。御意見を踏まえまして、こういった環境の変化に対応した漁場整備を推進するため、研究機関との連携強化について次期長期計画の骨子案の中にも位置づけを図っていきたいと考えておるところでございます。

また、漁村の活性化の観点からは、荒木委員より、地域活性化の取組の一つとして、漁協の指導など漁村の末端まで施策が届くような進め方が必要であるという御意見を頂いておりました。我々としてもこういった施策をしっかりと地元の関係者の皆様に御理解いただけるよう、現地での説明会など施策の普及に努めていきたいと考えております。

また、堀内委員からは、養殖や蓄養にあっては定置網漁業などしっかりと協業、複合化していくことで地域の所得の向上につながるのではという御意見を頂いたところでございます。漁港の泊地や防波堤の内側などの静穏域、こういったものを増養殖に活用する取組はこれまでも進めてきているところでございますし、実際の取組事例も増えてきてございます。そういったことを次期長期計画に位置付けた上で、引き続き推進をしていきたいと考えております。

次のページをお願いします。

同様に、漁村の活性化の観点からについて、坂本委員より、ICTの活用や漁港施設の管理にあっては、ハードだけではなくて、人材の育成が大事であるという御意見を頂いたところでございます。これについても、こういった技術者の育成など人材の育成についてしっかりと取り組んでいくということを、今回、長期計画の骨子の中にも位置づけをさせていただこうと考えているところでございます。同様にまた、インバウンドの重要性についても御指摘を頂いております。これについても、今の骨子案にこの位置づけを図ってい

るところでございます。

続きまして、定池委員からは、「女性など多様な担い手」というような表現について、「年齢や性別、国籍などにかかわらず」など広い表現をした方がよいという御指摘を頂いたところございまして、今回その表現ぶりについて、「年齢、性別や国籍等によらず」という形の表現の見直しをさせていただいたところでございます。

また、深川委員からは、養殖におけるICTの活用の重要性についての御指摘を頂いたところであります。現状では、漁場や漁村における情報通信環境の状態というのは、携帯電話等の通信体制によっているというところが実情ではございますが、今後、こういったスマート化の推進に向けて、まずどのようなことができるかということについて、水産庁として検討していきたい、このように考えているところでございます。

共通課題であります社会情勢の変化への対応についてということでございますが、坂本委員より、洋上風力発電と漁業との共生という観点から、漁場造成とか新たな漁業の創造というのは重要であり、その位置づけを図ることという御指摘を頂いたところでございます。後に御説明をいたしますけれども、今回の漁港漁場整備の基本方針、この中の環境との調和の推進に関する事項の中において、「その協調・共生に関連した漁港漁場整備にあたっては、その趣旨に十分配慮して実施する」旨、記載をしていきたいと考えているところでございます。これまで漁港漁場整備基本方針においては、洋上風力発電との関係に関する記述はありませんでしたが、この点、今回位置づけを図っていきたいと考えているところでございます。

続いて、カーボンニュートラルの観点から藻場の大事さとその位置付けについてということで、その効果の定量化について定量的に示すことが必要であるという御意見を頂戴しております。このカーボンニュートラルの効果という点につきましては、令和4年度までに吸収・貯留量の計測方法を確立するよう、今、技術開発・調査に取り組んでいるところでございますので、それに向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

荒木委員からは、海洋プラスチックごみについてということで御指摘を頂いております。漁村など海岸への漂流・漂着物の対策としては、水産庁の所掌する事業である多面的事業や、あるいは、災害に起因するものについては、災害復旧により支援をさせていただいているところではありますが、これは水産全般の問題ということで捉えて、現在、水産基本計画の検討の中でもその検討が進められているところでございますので、今日は資料1の別紙という形でその基本計画におけます検討状況について、併せて添付をさせていただいて

いるところであります。

最後に、基本方針の関係では、工藤委員より、漁港漁場整備における関係者との連携が重要である。また、国と地方の役割分担の記述の充実を図って、そういった連携についてしっかり記載をするようにという御意見でございました。連携の重要性については御指摘のとおりだと考えておりまして、「民間活力の導入に関する事項」や、あるいは「藻場・干潟の保全・創造」、こういった点の取組において民間事業者、NPO、ボランティア等の連携などについて記載をすることとしたいと考えております。

資料１と２の説明は以上でございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、資料１及び資料２について御確認を頂きたいと思います。

ここまでのところで御発言がある場合は、「挙手」ボタン又は音声にてお知らせをお願いいたします。

それでは、特段、御発言の御希望ございませんようですので、次に進ませていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは引き続き、審議事項１、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の見直し（素案）について、及び審議事項２、新たな漁港漁場整備長期計画骨子（案）についてに移ります。

事務局より、資料３－１から４－２までについての説明をお願いいたします。

○田中計画課長 それでは、引き続き、基本方針の見直し（素案）についてということで、資料の３－１に基づいて説明をさせていただきます。右側が現行の基本方針の記述、そして左側が見直しの素案ということになります。変更部分については赤色のアンダーラインを付しております。今回この１ページから最後のページまで、変更点を中心に簡潔に御紹介をしていきたいというふうに思いますので、御確認をお願いしたいと思います。

まず、１ページは序文というところから始まります。この点においては、下段の方になりますが、国内水産物の消費量の減少、そして日本産の農林水産物・食品の魅力が非常に海外に普及が図られ、そして評価が高まっているといった状況についてここに記載をしております。

２ページをお願いします。

最初のパラグラフは震災の関係であります。こういった東日本の大震災における復旧などはおおむね完了しているわけではありますが、新たな災害リスクも増大ということで、先

に被害想定が公表されました日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といったものを追記しております。

その下は水産改革の関係でございます。令和2年12月の漁業法等の一部改正する法律が施行されて、新たな資源管理システムの構築を推進しているということを記載しております。

その次のパラグラフであります、これらの情勢変化を踏まえまして、漁港漁場整備において対応すべき課題ということについて記載をさせていただいております。

また、その下であります、漁村についてであります。漁村については、「漁村の人々が海や漁村に関する地域の資源の価値などを活用した」ということで、「海業」の場としてこれを活用していくということが期待されているということを追記させていただいております。

続いて、3ページであります。

中ほどローマ数字のⅠから始まるのが、漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向であります。ここでは最初に、「デジタル化の進展など社会情勢の変化への対応にも留意をする」ということを追記しております。数字の1番目、産地の生産力強化と輸出促進に関する水産業の成長産業化。これは長期計画で御議論いただいている重点課題の一つということで、この柱を掲げているところでございます。

次のページをお願いします。

この中では、漁港漁場整備の方向性を定める圏域計画において漁港の役割の明確化、そして、地域の漁業の実態を踏まえて、この集出荷機能や準備の機能、こういったものを強化することによって地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図るというふうにしております。

その下段になりますけれども、漁船の大型化に対応した施設整備が必要であるということで記載をしております。

5ページをお願いします。

(4)は輸出の関係であります。その下段になりますけれども、販路拡大や輸出の促進などの推進体制の構築といった外の取組との連携について記載をしております。

(5)、今回、これは新しく記載をするものであります。養殖生産拠点の形成であります。養殖業の成長産業化の戦略、あるいは輸出拡大の実行戦略といったことを踏まえて、養殖業の展開に対応していく必要があるという認識の下で、6ページをお願いします。圏

域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産拠点として位置づけということをしております。そして、具体的にここの記載の整備、これらのもろもろの一体的な整備を推進するとしております。

続いて、重点課題の２つ目であります。持続可能な漁業生産の確保についてであります。

（１）栽培漁業や資源管理施策との連携の強化。

次のページ、お願いします。

ここにあっては、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せということで、水産基盤整備事業における種苗生産施設整備が可能となったことにより、その旨追記をさせていただいております。

（２）は藻場・干潟などの保全・創造であります。中ほど、二酸化炭素の吸収源としての期待ということで、カーボンニュートラルの実現に資するようという観点からも重要だとして、この藻場・干潟のソフト・ハードの取組、そして漁業者やNPO、ボランティアなどの協力を得ながら、こういった対策を推進するとしております。また、サンゴ礁の保全・増殖の技術開発、閉鎖性海域におけます生産の安定や回復に向けた漁場環境の改善対策についても、今回追記をしているところであります。

８ページをお願いします。

（３）順応的な漁場整備の推進というところでは、海域環境の変化ということが課題になっておりますので、これを的確に把握するために、海域環境のモニタリング、あと研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進するとしております。

続きまして、災害リスクの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保ということであります。中ほどになりますけれども、南海トラフなどの切迫する大規模地震・津波や激甚化する台風、低気圧災害などに備えということで、防災・減災、国土強靱化の取組を進めるということでございます。生産の拠点にあっては、こういった安全・安心の確保と併せて、地域の水産業の早期回復の観点からも、ハード対策、ソフト対策を組み合わせる対策を推進するとしております。

次には老朽化の対応であります。この既存ストックが急速に老朽化するということを踏まえ、９ページをお願いします。

これを計画的に維持・保全を図っていくというふうにするとしております。

また、この「また」以降のところには、気候変動の影響ということでありまして、将来の外力の長期変化などを踏まえて、漁港施設に求められる性能を確保するために利用に支

障が生じないよう配慮した対策を推進するということとしております。

また、次に（１）としまして東日本大震災からの復興ということでございますが、被災地にあつては漁港施設の復旧というのはおおむね完了しているところでありますが、今後は老朽化の対策、あるいは衛生管理の対策、あるいは地震・津波への対策、こういった現在求められている課題に対してしっかり対応していくという旨を記載をしております。

（２）であります。漁業地域の防災・減災対策ということですが、ここにあつては、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能を強化という形で明記をさせていただいております。また、就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難の対策、また、海岸保全施設と連携した多重防護、そして、事前に被災地の復興まちづくりを考えながら準備などしておくという事前復興の取組も進めるということとしております。

続いて、10ページ、お願いします。

老朽化の対応対策に当たっては、予防保全型の老朽化対策の推進ということとしております。戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、そして新技術の導入、技術者の育成、そして地域住民や漁業者などとの連携・協働、こういった取組について進めるということとしております。それらによって、ライフサイクルコストの縮減に努めるとしてしております。

4点目でございますが、「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上ということでございます。

11ページ、お願いします。

「海業」による漁村の活性化ということでございます。漁港の利用漁船が減少するなど、各漁港の利用実態に即した漁港利用の適正化を図り、「海業」の場として漁港を活用するとしております。また、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携することで、地域の所得と雇用機会の確保を図るということとしております。具体的にはとしまして、6次産業化の取組に加えて渚泊の推進、そして都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進めて、活力あるコミュニティーの形成に資するよう事業を推進するとしております。また、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化や漁港施設の再編・整理、用地の整序など、漁港の利活用環境の改善を図るということとしております。

12ページをお願いします。

漁港・漁村における環境の改善としては、多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し

ということで、これらの生活環境や、あるいは就労環境の改善のための取組を進めるということとしております。

5としまして、社会情勢の変化への対応であります。漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減、そして脱酸素化などによるグリーン社会の実現、また、ICTを活用した施設の利用や整備・維持管理、こういったことによる効率化、省力化といったデジタル社会の形成、また、コロナウイルス感染拡大を契機とした食生活や働き方の変化に対応した水産物の提供体制づくりなど、ライフスタイルの変化に対応していくということとしております。

以上が、ローマ数字のⅠの内容になります。

続きまして、ローマ数字のⅡ、これは効率的な実施に関する事項であります。1、整備の連携に関する事項。

次のページ、お願いします。

ここは見出しのみの紹介となりますが、関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進。この中には、漁業地域における津波からの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携により効果的な対策を図るとしてしております。

2としまして、漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項ということで記載してしております。

14ページをお願いします。

漁港機能の再編・集約による取組、既存ストックの有効活用など、ストックの適正化を推進するとしております。

また、3は、国と地方の役割分担に関する事項であります。この事業の推進に当たっては、地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことが基本としつつ、一方で、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対しては助言などの支援を行う。そして、以下は国直轄による整備として取り組んでおります北海道におけます3・4種漁港、また、漁業取締船が使用する漁港における係留施設の整備、また、排他的経済水域での漁場整備について取り組むというふうにしております。

4であります。工事の効率性の向上に関する事項ということで、発注関係事務などについての適切な実施、そして、休日の確保とか長時間労働の是正などの働き方改革への対応、ICTの活用による生産性の向上の取組を推進するとしております。

15ページ、お願いします。

コストの縮減についてであります。ICTの積極的な活用、また、予防保全型の老朽化対策によるライフサイクルコストの縮減、また、財政負担の平準化などの観点に留意して取り組んでいくというふうにしております。

5は、技術の開発に関する事項でございます。（1）技術の開発・普及であります。産地の生産力強化と輸出促進のための漁港機能の再編・強化に資する技術や、あるいは漁場環境のモニタリング、順応的な環境保全・創造の技術、あるいは既存施設の有効活用の技術、再エネの導入や磯焼け対策の技術、デジタル化に対応するためのICTの活用技術、こういったものを優先する技術課題として定めて、技術の開発や普及に努めていくということとしております。

続いて、16ページをお願いいたします。

国民に開かれた事業制度に関する事項としましては、ここに（1）透明性の確保という言葉を追加した上で、漁業関係者などが地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、将来像の見える化を推進するということとしております。

7、民間活力の導入に関する事項でございますが、17ページをお願いいたします。

民間事業者に対する行政財産の貸付制度、そして、民間事業者が公共施設用地の占有を許可して利用するといった制度を活用していく。このように地域の活性化に漁港施設を有効活用するとしております。あわせてということですが、漁港における民間事業者の長期安定的な事業展開を図り、加えて、官民の連携によって漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFIの導入などを促進するということとしております。

これらの活動に当たっては、当然、漁業活動に支障のない範囲内で行うということ、そして、地域の関係者と十分な合意形成を図るということでの留意事項を付記しております。

ローマ数字のⅢであります。施行上必要とされる技術的指針に関する事項でございます。

18ページをお願いいたします。

この中では、（1）の中で上段の方になりますけれども、気候変動の影響による外力の長期変化などを十分に考慮するとしております。

19ページをお願いします。

ここに幾つかの施設についての書き起こしがされております。種苗生産施設などは、新たに水産基盤整備事業の対象として事業実施ができるようになったものであることから、

これらの記述を追加させていただいております。

20ページ、お願いします。

ここまでは同様でございます。

21ページをお願いします。

ここについても漁場の観測ブイなどを事業対象としたことから、このチの事項についての記載をしたというところでございます。

続きまして、2の工事の実施の順序と工法に関する事項であります。

22ページをお願いいたします。

ライフサイクルコストの縮減の観点からということで、これはインフラ長寿命化計画を昨年3月に定めたことを踏まえて、その旨の追記をしているところでございます。ICTの積極的な活用についても言及をしております。

ローマ数字のIVが、事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項でございます。

23ページお願いします。

ここに上段の2パラグラフ目ではありますが、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、再エネの積極的な活用、水産関係施設の省エネ対策、あるいは、燃油使用量の削減などによって、CO₂の排出量の削減に取り組むということとしております。

(3)になりますが、自然環境の修復と創造ということで、環境に調和を図りながら事業を推進するという記述のほかに、先般の国会で成立をいたしました瀬戸内特措法を踏まえて、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩提供などの取組との連携をしながら進めるということで記述を追加しております。

24ページをお願いいたします。

2としまして、社会環境の整備に関する事項、ここについては変更点がございません。

3、環境との調和の推進に関する事項ということで、25ページをお願いいたします。

我が国周辺海域での再生可能エネルギー発電施設の設置に当たり、再エネの基本方針に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備にあつては、その趣旨に十分配慮して実施するというところで、この部分を書き起こししているところでございます。

最後に、ローマ数字のV、その他の重要事項ということでありますが、まず1としまし

て、都市と漁村の交流及び「海業」の振興ということで、「海業」など関連産業の集積、漁港利用の規制緩和、そういったことにより漁港の活用促進のための環境整備を推進するとしております。また、漁港漁村における多様な人材に配慮した整備ということでありまして、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するためということで、年齢、性別、国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう、次のページお願いします。漁港における就労環境の整備などを進めるとしてしております。

3、地域特性を踏まえた整備に関する事項では、有人国境離島法というのが平成29年に施行されており、それに基づいてその地域の保全や地域社会の維持の重要性から、施設整備を推進していくということで付記をしております。

以上が、基本方針に関しての変更点でございます。

続いて、資料の3－2を見ていただきたいと思います。内容についての説明は今、一通り申し上げましたので、資料3ページをお願いします。

ここに基本方針の主な変更のポイントということで、5つの章立てからなります基本方針について、どういった観点での変更を行ったのかについて、ここにまとめて記載をさせていただいておりますので、御検討の参考にしていただければ幸いです。

また、4ページ以下は、それぞれについて各章、パラごとにどのようなものを記述したのか——ちょっと4ページを出してもらっていいですか——についてどういった観点での記述を追加したという形で個別に説明をさせていただいておりますので、これも御参考に頂ければ幸いです。

基本方針の変更についての説明は以上でございます。

続きまして、資料4－1の説明に移らせていただきます。

漁港漁場整備長期計画の骨子案ということで、これについて御説明をいたしますが、計画の構成についての1枚紙を、これを御参考ということで画面にお出しをさせていただきますと思います。

長期計画の骨子案、分量が11ページにわたるものですので、まず全体の構成について、この画面を用いて御説明をさせていただきます。

長期計画の骨子については、第1から第3ということで3部構成になってございます。第1では基本的な考え方ということでございます。これは、先の長期計画からの情勢の変化、水産業や漁村を取り巻く状況の変化や、それを踏まえて漁港漁場整備における対応すべき主な課題というものを踏まえまして、今後5年間で重点的にやるべきこと、この課題

を整理をさせていただいております。

第2、これが長期計画の主要な内容となるところでございますが、これまで御議論いただいております重点課題ごとに、この計画期間内において取り組みます漁港漁場整備の実施の目標、これは後に御説明をいたしますが、目指す姿と成果目標、整備目標、事業量を記載をさせていただくことになります。

重点課題の（1）であります。これは水産業の成長産業化であります。小柱として2つ、拠点漁港等の生産・流通機能の強化、そして養殖生産拠点の形成という区分の下に、この拠点漁港等の生産・流通機能強化にあつては、ここには目指す姿を記載しておりますが、役割分担に基づいて漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内外に供給する拠点を作るということであります。また、養殖生産拠点の形成にあつては、養殖適地の拡大や安定的な種苗の確保、あと養殖作業環境の改善、また、加工・流通の機能強化を、これらを一体的に行つて国内外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点を作るとしております。この目指す姿に対応する具体の施策や目標値、これ、後に御説明をいたしますが、骨子の中に記載をさせていただいているところであります。

重点課題の2、これは持続可能な漁業生産の確保であります。これも2つの柱を立てております。環境変化に適応した漁場生産力の強化、災害リスクへの対応力の強化であります。

漁場生産力の強化にあつては、海洋環境を的確に把握して、その変化に適応した持続可能な漁業生産力を持つ漁場や生産体制を作るとしております。

災害リスクの対応にあつては、激甚化する自然災害、あと切迫する大規模地震や津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制を作る。また、老朽化への対応としては効率的な維持管理を行つて、将来にわたって持続的に漁港機能を発揮していくということとしております。

同様に、これに対応する具体の施策や目標値を本骨子案の中で記載をさせていただいております。

重点課題の3であります。「海業」の振興などによって漁村の魅力と所得の向上ということですが、これも2つの柱を立て、「海業」による漁村の活性化、地域資源を生かした「海業」等を漁港・漁村で展開して、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す漁港・漁村を作る。また、水産業を支える多様な人材の活躍として、年齢、性別、国籍等に

よらず多様な人材が活躍できる漁港・漁村の環境を作るとしております。

また、共通課題としては3つ、グリーン社会の実現、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応ということに対して、しっかりと取り組んでいくということについて記載をしております。

第3であります、事業の円滑な実施のために必要な事項ということではありますが、ここに従来からも効率的・効果的な実施に関する事項についての記載をしておりましたが、前回までの分科会での御議論の中で、人材育成や体制整備ということが重要であるという御指摘を頂いていたところでございます。そのような人材育成や体制の強化に関する内容についても、今回、新たにここに記載をしていくこととして骨子案に盛り込みさせていただいたところでございます。

それでは、資料の4-1について、一部キーワードでの御紹介になりますけれども、1ページから御説明をしていきたいと思っております。

1ページをお願いいたします。申しましたように、第1が基本的な考え方でありまして。主なキーワードになる点について黄色のハイライトを掛けさせていただいております。

漁業生産量の長期的な減少、海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化。また、中段になりますと、水産政策の改革が具体化して実践段階を迎えている。それに、改正漁業法に基づいて新たな資源管理システムの構築が図られている。また、養殖にあつてはマーケット・イン型養殖への転換が求められている。また、輸出の促進やスマート水産技術の活用といった取組が進められているということでもあります。

また、社会全体としてはということで、温室効果ガスの排出削減、脱炭素の取組の広がり、また、デジタル化、コロナウイルスを踏まえた人々の考え方や行動の変化といったものを状況の変化として記載をしております。

2ページをお願いします。これらを受けてということで、漁港漁場整備におけます対応すべき主な課題ということをここに記載をしております。

産地にあつては、価格形成力の向上と生産・流通コストの縮減によって、漁業者の所得向上と安定供給の確保を図っていくことが必要だ。輸出の促進のための体制構築が必要であるということでもあります。

また、環境の変化への対応にあつては、漁場整備の環境変化への対応や資源管理の取組との連携、あと藻場・干潟にあつては、実効性のある藻場・干潟の保全・回復対策が必要であるとしております。また、自然災害への対応にあつては、防災・減災、国土強靱化の

ための5か年の加速化対策。こういったものに基づいて、地域の安全・安心の確保に向けての対応力の強化というのが急務となっているとしております。また、老朽化への対応ということ、そして最後のパラになりますけれども、漁村においてはということで、人口減少や高齢化、あるいは漁獲量の低迷など、地域の活力の低下の要因が増えてきておりますので、豊かな自然や漁村ならではの地域資源と魅力を最大限活用した「海業」等の取組を進めることで、漁村の活性化につなげていくということが必要であるとしております。

3ページをお願いいたします。こういった状況を踏まえて、これまでの分科会でもお示しをさせていただいておりますが、3つの重点課題を設定したいということで、産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、(3) 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上ということで設定をしたいと考えてございます。

また、これらの重点課題への対応に当たってはということで、脱炭素化によるグリーン社会の実現、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応について、共通する課題として併せて推進をするとしております。

続きまして、第2の事業の実施の目標及び事業量であります。

1つ目の重点課題の(1) 実施の目標、小柱ア、拠点漁港等の生産・流通機能の強化にあつては、先ほど構成で御説明しました目指す姿としてここに記載をさせていただき、具体の施策ということで、ここで幾つかの項目を挙げさせていただいております。圏域計画に基づく漁港の集出荷機能等の再編・集約や、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備の推進、加工・流通施設などの整備による保存や出荷調整能力の強化、また、大型化に対応した岸壁の延伸などとしております。

次のページ、お願いします。

また、輸出の対応にあつては、輸出協議会によるソフト対策とハードの両面の取組を推進。産地市場におけるICTの導入促進、また、環境変化によって漁獲量の増減が生じており、そういった増加に対応したところではその陸揚げ機能の強化、また、地域の中核的な生産拠点となっている漁港にあつては、その施設機能の強化を図るとしております。

続いて、養殖生産拠点の形成であります。具体の目指す姿は先ほど御説明いたしましたが、具体の施策として、この圏域計画において養殖生産拠点を新たに設定する。また、適地の拡大のための静穏水域の確保。種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設整備。海域環境観測システムの構築。養殖の増産等に対応するための漁港・漁場施設の活用の促

進。また、漁港を活用した陸上養殖の展開のためということで、用地の再編・集約等の利用の適正化など必要な環境整備を行うとしております。

これらの施策の実施によりまして、目指す主な成果ということで、ア 成果目標としてここに記載をさせていただいております。これがいわゆるアウトカムと言われるものでありまして、計画の原案の中では、これらに対応して具体的に5年間でどの程度まで整備水準を上げるかということを決めていきたいと考えております。流通拠点となる漁港においては、衛生管理に対する総合的な管理体制の下で行われる水産物を増加させていく。また、輸出の拠点となる漁港において、衛生管理に対する総合的な管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物を増加させていく。また、養殖の生産拠点の地域にあっては、漁港・漁場整備や漁港の活用により養殖の生産量の維持・増産を図っていくということで、この3つのアウトカムを決めていきたいということでございます。

それに対応する整備目標としては、高度な衛生管理体制を構築した漁港の数の増加。あと、流通機能の再編・集約等を実施した地区の増加。そして、種苗の確保から加工・流通に至る必要な機能を確保された地域の拡大。

これらを目指して、流通機能の強化を図る地区を何地区、生産機能の強化を図る地区を何地区、また、養殖生産拠点の地域における機能強化を図る地区を何地区という形で決めていきたいということでございます。

以下同様に、2の柱であります持続可能な漁業生産の確保にあっては、この目指す姿を達成するための具体の施策としまして、漁獲対象業種の多様化に対応した漁場の整備。浮魚礁等の漁場施設の再編・整備、海域環境のモニタリングや情報共有体制の強化、研究機関との連携体制の構築と調査・実証の強化。

沖合におけるフロンティア漁場整備。資源管理と連携した漁場整備。資源の回復・増大を促進するための種苗生産施設の整備。

また、藻場・干潟の保全・創造にあっては、藻場・干潟ビジョンに基づくソフト・ハードの一体的な実施。広域的なモニタリング体制など、国と関係県との連携体制の強化。漁業者やNPO、ボランティア等による協力体制の構築。また、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証。藻場の二酸化炭素固定効果を踏まえた保全対策の実施。

また、閉鎖性海域における漁場環境改善対策の推進ということで、覆砂、作れい、あるいは碎石敷設などの新技術の開発や、栄養塩管理との連携した藻場・干潟の創出などを記載しているところであります。

また、災害リスクへの対応力強化としまして、具体の施策としては大規模地震・津波の想定や沖波などの設計条件の点検・見直し結果を踏まえた漁港の施設の耐震・耐津波・耐浪化や浸水対策。将来の気候変動による影響を踏まえた設計手法等の導入。漁港施設や海岸保全施設の連携による大規模津波に対する浸水防護。災害時の救援活動や緊急物資輸送等の拠点となる漁港や離島等の生活航路に係る施設の機能強化。来訪者、就労者、あるいは高齢者に配慮した避難対策。

次のページ、お願いします。

漁業秩序や安全な操業環境を維持する漁業取締船用の岸壁等の整備などをここに記載しております。

また、地域水産業の早期再開を可能とする対応力の強化にあつては、BCPの策定、電源の確保、あるいは土砂や流木の流入などへの災害リスクへの備え。被災時の漁港建設業や漁協と連携した事前の備えなど、初動体制の強化。ICTの活用など。

また、インフラの管理にあつては、予防保全型の老朽化対策への転換。また、合理的な施設管理の手法の検討、実施。漁場施設の機能回復。

あるいは、人材の確保と新技術の導入にあつては、新技術の導入・普及やデータベース化、技術者の育成、地域住民、漁業者との連携・協働などを推進するとしております。

これらの施策を講じることにより、成果目標としては水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による増産。藻場の保全・創造の取組による藻場の維持・回復。災害発生時におけます水産業の早期回復体制が構築された漁港の数の増加。最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村の拡大。予防保全型の老朽化対策に転換し、施設の安全性が確保された漁港の拡大を成果目標として掲げていきたいと考えております。

また、整備目標としましては、海域環境の変化を踏まえた水産環境の整備を実施した海域数の拡大。地震・津波に対する主要施設の安全性の確保された漁港の数の拡大。機能保全計画に基づいて早期に老朽化対策を行う必要がある漁港にて対策工事を実施した漁港の拡大などを整備目標とし、そのための事業量としまして、魚礁や増養殖場の整備面積、堆積物除去等の実施面積、ハード・ソフト対策による藻場・干潟の保全・創造のための対策の実施面積、主要施設の耐震・耐津波化の実施地区数などを定めていきたいと考えているところでございます。

3、「海業」の振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上ということでございます。具体の施策のところでございますが、地域の漁業実態に即した施設規模の適正

化や施設、用地の再編・整序による利活用環境の改善。増養殖や直販・交流など「海業」
との振興。防災施設、防災安全施設等の漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備。
「海業」等関連産業を集積させていくための仕組みづくり。

続いて、次のページをお願いします。

インバウンドを含めた観光需要の回復に向けた渚泊やワーケーション等、交流人口や関係人口創出の取組の推進。また、漁村の魅力向上に必要な施設整備。地域活性化のための人材の確保・育成などを進めるというふうにしております。

また、多様な人材の活躍にあっては、防波堤や防風柵の整備など、漁港などにおけます就労環境・安全対策の推進。高齢化への対応としまして軽労化施設の整備。漁村におけます快適な生活環境の整備や地元市町村等による定住促進の取組との連携。漁港近傍での増養殖水面の確保や新たな雇用機会の創出。また、地域と民間事業者とのマッチングや連携の枠組みづくりなどの施策を講じることとし、成果の目標としましては、漁村の活性化による都市と漁村の交流人口の増加、漁港における新たな「海業」等の取組を拡大するというのを、2つの目標として掲げたいと考えております。

そのための整備目標としましては、漁港の利用適正化に取り組む地区の創出や、就労環境が改善された漁港の拡大、あと、集落排水施設が整備された漁村の拡大として、また、事業量としましては、交流拡大に資する施設整備の地区数、利用適正化に資する整備の実施地区数、就労環境や生活環境の改善に資する取組の整備地区数などを掲げることとしたと考えております。

最後に共通課題でございますが、グリーン社会の実現、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応ということで、ここで取り組む施策について記載をさせていただいております。

最後に第3であります、事業の円滑な実施のために必要な事項でございます。

効率的・効果的な実施ということでございまして、ここに（１）から（７）の項目について、従前からの記載のものもございますし、これに新たに追加したものもございますが、ここで黄色のハイライトを掛けさせていただいておりますが、漁業関係者が地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するということとしております。

また、2としまして、漁港漁場、漁村を支える人材の育成と推進体制の強化ということで、漁港漁場の整備や維持管理、自然災害等への緊急時の対応や地域活性化に対する取組

などで、人材や体制が必要とされているとし、そのため地域内外の人材や組織と連携して、先進的取組やノウハウの共有等を通じて人材の育成や各種取組の推進体制の強化を図るということと、新たに記載をさせていただきたいと思っております。

最後に、この見直しも弾力的に実施するということで、整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うということとしてございます。

長くなりましたけれども、以上が長期計画の骨子案でございます。よろしく御検討のほどお願いしたいと思います。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

先ほど定池委員が御参加くださいました。今後の審議については、定池委員にも加わっていただきたいというふうに思っております。

それでは、資料3－1から4－2までの資料について御確認を頂き、各委員から順番に御意見や御質問を頂きたいと思います。

それではまず荒木委員、それから工藤委員の順にお願いをいたします。荒木委員、お願いします。

○荒木委員　音声届いていますでしょうか。

○橋本分科会長　はい、聞こえております。

○荒木委員　すみません、荒木です。本年もよろしくお願いいたします。

○橋本分科会長　よろしくお願いいたします。

○荒木委員　資料の3－1の最後の26ページです。高齢者の活動に配慮した整備というところで、その2番ですね。女性の参画に配慮した整備。私たち、漁協女性部は、魚食普及、海浜清掃、健康管理というのを主な活動の目標として、各々各県で活動しておりますが、今、一番このコロナ禍で、もうどうしようもないことなんですが、イベント等に参加して魚食普及を拡大してきました。私たち部員のみならず、そのイベントに参加された様々な年代に向けての魚食普及ということを今までずっとやってきた中で、どうしようもない現実なんですが、これからはそのコロナというのも踏まえつつ一緒に考えながら家食というんですかね。もう少し手軽な魚の料理を考えて、家でも簡単にできるような冊子の作成とか、そういうことも考えていく必要があるのかなと思っております。

それから、一つ、コロナ禍の中でもできるというのは、浜掃除ですね。海浜清掃。前回は海洋プラスチックごみ問題について意見させてもらった件に関しては、御回答を頂きましてありがとうございます。これは引き続き活動をしていきたいと思います。健康管理、

やはり地域を巻き込んで、私たち部員だけではなく部員の高齢化も地域と共に、人口も減少しておりますので、全ての活動に地域の方を巻き込んだ活動として、これからはやっていく必要があるんじゃないかなと思います。なかなか部員同士、このコロナで集まって会議を持つこともできません。私はこういう会議に出ているので、各県からも何か今後これからの5年間に對して意見を求めるという場もなかなかなくて、個人的な意見ですけども、そういうことを踏まえていただけたらいい方向に行くんじゃないかなと思っております。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

次、工藤委員をお願いします。

○工藤委員 全体としては社会の変化に適切に対応して見直しの変更がなされていますし、骨子案も作られていると思います。また、先ほど紹介がありましたけれども、検討委員の意見も適切に対応されていると感じました。

私の方から1点だけ、ちょっと追加的な意見というか要望になりますけれども、例えば資料の3-1の7ページでの藻場の造成に関わる部分です。これについては、坂本委員からも指摘がありましたけれども、このカーボンニュートラルの実現の観点からも重要だということなんです、ブルーカーボンという言葉が入った方が何かいいんじゃないかなという感じがします。例えばブルーカーボンの推進とか、ブルーカーボンの創出ということですね。こういう表現が、みどりの食料システム戦略の中にももう出てきていますので、藻場造成というものが漁場造成を目的にしたものですが、それ以外にもブルーカーボンの推進という側面から見ても期待されていますので、その部分はしっかり対応しているということをもう少しこの計画骨子案にも含めていった方がいいのかなという感じがします。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

今の荒木委員、工藤委員の御発言につきまして、事務局の方から応答していらっしゃると思います。よろしくお願いします。

○田中計画課長 計画課の田中でございます。

まず、荒木委員からコメントありがとうございました。コロナ禍の中にあつて、様々な魚食普及の活動であるとか浜掃除だとか、そういった活動の状況が変わってきて、いろん

な大変さが出てきているという御意見であったかと思います。今回、我々も漁港議場整備の推進ということで基本方針や長期計画を定めて、今ここに御議論いただいているところではありますが、やはりこういった施策を進めるための人材、あるいは、その体制整備というのは、やはり、今、委員から御指摘のあったいろんな状況の変化がある中で、やはり大事さが増してきているのではないかという認識でおります。したがって、先ほど御紹介したような人材の育成や体制整備について、今回、長期計画においても具体的に記載をしていきたいということで、記述を追加させていただいたところでもあります。

また、コロナ禍においてということで、また人口の減少とか活動されているメンバーの方の高齢化というのは、これは以前からもずっと進行してきた状況だと思います。こういった社会情勢の変化というのもしっかりと踏まえた施策の進め方というのが大事だと思っておりますので、頂いた御意見を踏まえた中で、関係者との連携であるとか、社会情勢の変化にしっかりと踏まえたものとして施策に取り組んでいくということに十分留意して対応していきたいと考えているところでございますし、必要な部分についてはこの長期計画や基本方針の中で書き込みを図っていきたく思っております。

また、工藤委員から御指摘いただきました藻場の観点では、我々もカーボンニュートラルの観点からの藻場の有するそういった二酸化炭素の固定能力についての重要性というのを十分踏まえて、その活動に対してしっかりとその意義を付加できるような形で、この記述の充実を図っていきたく思っておりますので、御指摘いただいたブルーカーボンの観点の追記も含めて、次回、原案の中で、どのように記載するかを検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。対応の方、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、坂本委員、定池委員の順にお願いをいたします。坂本委員からお願いをいたします。

○坂本委員　千葉県漁連の坂本です。本年もよろしくお願いいたします。

ただいま御説明がありました基本方針の見直し及び長期計画の骨子案については、外部の環境の変化であるとか、更にまた、漁業を取り巻く内部の状況の変化、そういうようなものを捉えた上で、大変よくアップデートされたものじゃないかなというように思っております。

私の方が以前申し上げておりました漁船の大型化に対応した漁港の整備であるとか、あ

るいは、藻場の創造とカーボンニュートラル、これに関しましては、先ほど工藤委員の方からもお話ありましたけれど、そういったことでありますとか、また私のところは東京湾も持っておりますので、閉鎖性海域における漁場の整備の改善であるとか、栄養塩の提供、更にまた、自分のところが今回の洋上風力発電の整備の地域ということになったわけですが、再生エネルギーの発電設備と漁場整備、それから、更に漁業との共生・協調、こういったもの、また人材育成、様々な多岐にわたる私の要望等に関しましても、しっかり取り入れていただいておりますことに関しまして、感謝申し上げたいというように思います。

私のところは特定第三種漁港でありますので、そのところでの漁港の整備というのは自ずとやり方というのはあると思うんですけど、私自身は、日本の漁業というのは私どものような特定第三種漁港だけが特別というような感じであって、日本の漁業というのは、やはりそれぞれの漁村、それから様々な地域にある漁村文化というものがあって初めて、日本の漁業というのが成り立っているんだというように思っています。

そういった意味で、それぞれの漁村漁場、それから漁業環境というものをしっかり保全していくことというのは、日本の漁業を守っていくことだというように思っておりますので、今回の基本方針、大変いい方向に書かれているんじゃないかというように思っております。こういう方針に沿ってしっかりした施策を打っていただければというように思っております。

以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

では、次に、定池委員、お願いいたします。

○定池委員　すみません、今ちょっと接続が切れてしまったのですが、私が発言するお時間を頂いているということでよろしいでしょうか。

○橋本分科会長　はい、定池先生、お願いします。

○定池委員　ありがとうございます。お待たせして申し訳ありません。今年もよろしくお願いいたします。

私からは大きく2点、全体に関わることとしてお伝えしたいことがございます。

資料3-1をベースに申し上げますと、例えば資料3-1の2の方で、左側の上から4行目の終わりのところから、将来の災害として南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震というような形で、将来予測される大規模災害を列記していただいているのですが、ほかのところでは南海トラフなどのと省略して書かれているところがあるというの

が、気になっております。冬の寒さで被害が拡大する非常にシビアな被害想定を認識しているという姿勢を示すためにも、冗長にならない範囲で、少なくとも南海トラフと並記する形で日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震と文言を入れていただくことを提案したいと思います。それが、大きく1つ目になります。

次に、先ほどほかの委員からも御指摘があった項目で別の観点でお話したいのですが、同じく資料3-1の25ページの漁港・漁村における多様な人材に配慮したという事項で、このページの最後のところには普通に、水産業における高齢者の活動や女性の参画の促進を図っていくと明記していただいた上で、次の26ページから(1)で高齢者、(2)で女性の参画というふうに書いていただいています。こちらはどちらも大切なことですし、先ほどの委員の御発言を尊重したいというふうに考えています。

という前提で、この25ページの中に、「年齢、性別や国籍などによらず」というふうに明記していただいたというのは、今回とても大きなことだと捉えています。それにもかかわらず、国籍の明記がないのは、次回の見直しのときには時代遅れになってしまうのではないかという懸念があります。

新型コロナの状況等にもよりますけれども、更に人材に対して開かれた施策を取っていくということであれば、国籍などによらずというところも項目立てをしていただいた方がよろしいのではないかと思います。特に多言語対応であるとか、以前の会議から申し上げているような、平時の防災普及啓発のような、いざというときに避難できるような対策を、高齢者・女性の方だけではなくて外国人の方など働いている方に対して、きちんと施策に取り組んでいくよということを明記していただくことが必要なのではないかと考えております。

私の発言は以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの坂本委員、定池委員の御発言について、事務局の方からお答えを頂きたいと思います。

○中村水産施設災害対策室長 災対室の中村です。

定池委員から頂いた最初の、南海トラフだけではなくて、日本海溝、千島海溝の地震についてもしっかり書き込むべきという意見でございます。このことについてまさにおっしゃるとおりだと思います。先日、発表された中では、10万人、20万人といったオーダーで人的被害が生じるということ、あとはおっしゃったように、冬の寒さ。これによる被害

も拡大する。一方で、避難等の対策を行えば、その被害もかなりの割合で減じられるという報告もなされておりました。このため、我々も漁港・漁場、漁村地域におきまして、そのような地震の特徴を踏まえまして対策を行いたいと思います。今後、頂いた意見を踏まえまして、しっかり検討した上で書き込みたいというふうに思っております。

以上です。

○田中計画課長　続きまして、坂本委員から後段に御意見を頂きました、銚子などの中核的な拠点漁港以外にも様々漁港があつて、そういったところが非常に日本の漁業や漁村の上でも大変重要だというコメントについては、正に我々も認識は同じでございます。。日本の沿岸の多種多様な漁業というのは、中核的な拠点漁港というのは水揚げの拠点や流通・加工の拠点としての重要な役割を果たしているのはもとよりであります、様々な沿岸漁業や漁船、こういったものが大中小で言えば、中小の漁港や漁村によって多様な漁業が維持されているという状況でございます。

我々はしっかりと漁港の役割分担、そして効率的になれるのであれば、その機能の再編集約などをして、そして必要な漁港施設などの機能をしっかりと確保していく、あるいは、地域の多種多様な漁業の要請に対して、養殖だとか、場合によっては海業の活用といったものも図った中で、しっかりと漁港や漁村における経済活動を回していくんだ、そのような考え方の下で、この基本方針並びに長期計画について骨子案などを作成させていただいているところでございますので、御意見は十分踏まえた上で、成案化に向けて検討してまいりたいと思っております。

また、定池委員から御指摘のありました基本方針のパラグラフの立て方と、あと、性別や国籍等によらずという部分の若干ズレがあるという御指摘だと思いますので、そこをよく次回までに、この構成なり記述ぶりについて整合が図れるよう、整理をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは次に、谷委員、堀内委員、深川委員の順にお願いをします。

まず、谷委員からお願いをいたします。

○谷委員　日本遠洋旋網漁業協同組合の理事の谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

骨子案については、私から指摘するべきところというのは全くございません。もう全て

を網羅しているような内容だと思いますので、あとは個別の事案をどこまで深めていけるかというところが問題なのではないかなと思っております。

それで、何も言わないのもあれなので、ちょっと資料２－５でちょっと気付いた点があったので、今ちょっとここでお聞きしたいことがあるんですけども、私の意見に対する対応のところ、漁場の保全を目的とした森林整備ということがありますけれども、今までやられてきているということでもありましようから、現在進行形のものでもよろしいんですけども、ちょっとこう一例、どういうことをされているというのを、もうちょっと具体的に教えていただければなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは次に、堀内委員、お願いいたします。

○堀内委員　ホリエイの堀内です。よろしくお願いいたします。

私の方からは、資料３－１の５ページの（５）の養殖生産拠点の形成ですね。これは非常に評価しております。

それと連携するんですが、７ページの種苗生産施設の整備の観点の追記とあります。こちら重要だと考えております。今現在、青森県では天然の鮭が非常に不漁になっております。2019年度がこれ天然の鮭なんです、青森県は1,100トンの水揚げがありました。2020年が910トン。昨年度2021年は364トンまで下がっております。これに対して、養殖の方ですね。青森県で行われているトラウトサーモンの生産量は、21年度は1,100トンになりました。天然と養殖の数量が今逆転している現状です。この数字は多分、日本の中では青森だけじゃないかと思います。非常にインパクトのある数字だと思っております。

天然の魚がこれだけ減っている中で、やはり時代とか背景に合わせた養殖が青森は進んでいる。天然と養殖の数量が逆転している現状です。養殖の方に追記で非常にいい対応をいただいておりますが、私どもやはり天然の魚も重要ですので、種苗生産施設の整備の観点、整備に関してですね、日本中の鮭・鱒の放流施設の老朽化が非常に進んでおります。現状が。要望も各生産組合等から非常に要望を受けております。天然の種苗をきちんと放流して資源を復活させ、それと並行して養殖の数量を増やしていく。この２つが大事ではないかと思います。

私からは以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、深川委員、お願いいたします。

○深川委員 深川です。よろしくお願いいたします。

私も特に気になる点とかもなく、堀内様と全く同じで、養殖に関する追記が結構多かったなという印象です。養殖拠点の整備というのが有り難いのですが、例えばうちの場合は車エビの養殖をやっていますので、これまでほぼ9割方、かつ生き物として流通していたものなんですけれども、2年ほど前から、もう冷凍の車エビが生き物を超してきているので、養殖拠点のところに三次加工ができる加工の拠点を作るというのもどこかに入っていたと思いますけれども、そのようなことがこれから進んでいけば、明るい水産業の未来がやはり見えてくるなというところで、今回、読ませていただきました。

特にこれ以上申し上げることはないので、すみません。ありがとうございます。失礼いたします。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、谷委員、堀内委員、深川委員のそれぞれの御発言につきまして、事務局の方から応答をお願いいたします。

○中奥防災漁村課長 防災漁村課長の中奥でございます。

堀内委員から、天然の鮭のふ化施設も大事だという御指摘ございました。こちらの方につきましては、非公共事業になりますけれども、浜の活力再生支援交付金という中で、鮭のふ化場の施設の改修ですとかやり替えということは対応させていただいておりまして、今、放流技術も徐々にまた変わってきておりますので、新たな技術に対応した施設の整備ということで、引き続きこれもしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

ありがとうございます。

○田中計画課長 では、続きまして計画課の田中ですが、まずは堀内委員からのお話についてのコメントをさせていただきたいと思っています。今回はここに種苗生産施設という形で、養殖や、あるいは漁場整備においても記述を追加させていただいたところであり、この考え方につきましては、例えば漁場整備をするということで、増殖場などを整備したとしても、これがやはり天然の資源の状況が悪いとすれば、これがなかなかその効果が得られないんじゃないか。逆に、そこに放流用の種苗などを提供、供給することによって、資源回復を図っていただけるのではないかというような考え方でおりまして、したがって、漁場整備において放流用の種苗などのための種苗生産施設と、そして、これと一体となった漁場の整備を併せて推進していくというような考え方で捉えているというところが1点。

もう一点は、養殖場のいわゆる増産や生産性の向上にあっては、天然種苗だけではなく種苗の安定的供給が難しいというような場合にあっては、この養殖用の種苗を供給するための種苗生産施設として、この養殖場などの整備と合わせて取り組んでいくということで、この水産基盤整備事業において、これまで事業の拡充を図ってきたところです。御意見を踏まえ、漁場整備、あるいは養殖場の機能強化と対になる形で種苗の安定確保のための種苗生産施設の整備についても推進をしてまいりたいというふうに考えております。

ちょっと順序が逆になりましたけれども、谷委員から御指摘のありました資料の2の中で林野庁との連携、森林整備との連携についてお話をさせていただきましたが、これについても具体的な内容はということでございました。これは予算としましては林野庁に計上している事業でございます。漁場保全の森づくり事業と申しまして、河川や山からは、出水時などには流木や土砂などの流出が河川を通じて漁場や海域まで及ぶということが、最近の豪雨災害の中ではよく現象としてあります。こういった流域において、漁場の保全につながるような地域にあって、その森林の整備、間伐なども含めて、森林を健全な状態に保つための整備をやっていく。そのような連携事業として取り組んでいるというところでございます。

また、続きまして、深川委員から御意見のありました点であります。車エビの養殖の出荷形態が活のものから冷凍のものも増えてきたということでございます。消費地や消費者のニーズに応じた形で養殖水産物を提供していくために、産地側で必要となる機能として加工であったりとか、冷凍であったりということ、産地で取り組めることが大変重要だという認識の下で、加工機能の強化、養殖施設と加工施設との一体的な整備ということについて記載させていただいているところであります。

また、共通課題の中では、コロナを踏まえたライフスタイルの変化ということで、水産物の消費に対するニーズや形態の変化に産地側で対応していくことがあれば、そのようなニーズに十分留意して、これから整備を進めていく考え方も今回取り入れさせていただいているところでございます。

コメントは以上でございます。

○橋本分科会長 谷委員からは、森林整備の具体的な例を教えてほしいということで、もし今分からなければ次回までにお調べいただければと思います。

○田中計画課長 ありがとうございます。すみません、施策の中身という部分では、今、御紹介したような考え方で事業がやっているというところでございますが、具体的な事例

については、今材料を持ち合わせておりませんので、次回の会議で御紹介をさせていただければと思います。

ありがとうございました。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

○横山整備課長　ちょっと1つよろしいですか。

○橋本分科会長　はい、どうぞ。

○横山整備課長　すみません。整備課長でございます。

先ほど工藤委員からブルーカーボンに関して御指摘いただきました。まさにおっしゃれるとおり、ブルーカーボンについて今非常に注目されておまして、これに対してしっかりと対応していくという考え方は、私どもも同じでございます。

ただ、ブルーカーボンに関しましては、今CO₂の固定効果というのがどの程度あるのかというのが、まだ不確定なところが非常に多くございまして、現在はその検討を進めているところでございますが、これまでの研究の成果等のデータを紹介させていただきますと、森林が今4,000万トン程度のCO₂の固定効果がある中で、ブルーカーボンとしての藻場に関しては、全ての沿岸にある藻場を全部足しても100万トン程度ではないかというような話もございます。まだまだ不確定なところがあるということで、今調べているところでございますので、そういったところの状況、情報を今後私どももしっかりと押さえながら、ブルーカーボンの取組でどこまでできるのか、検討していきたいというふうに考えてございます。

そういった中で、今回、このカーボンニュートラルという言い方ではなくてブルーカーボンという言い方を特出しした方がいいではないかという御指摘でございますので、そのあたりの状況も確認しながらしっかりと検討させていただきたいと思いますので、コメントさせていただきました。

ありがとうございました。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、私から1つ。これは質問なんですけれども、記載の何か所かで気候変動の影響による外力の長期的変化という、こういうフレーズが何か所か出てくるわけですが、これは普通は、例えば海面上昇の影響とか、あるいは低気圧等、甚大なものが発生しているとか、いろいろな意味があると思うので、ちょっと抽象的かなという感じがするのですが、具体的に外力の長期的変化ってどういうものをイメージされているかというのを教えてい

ただければと思うんですが、いかがでしょう。

○横山整備課長 整備課長でございます。

御指摘ありがとうございます。これに関しましては、現在、今、海岸事業、それから漁港・港湾事業、こういったところで気象変動の影響というものを外力としてどう捉えていくのか検討している状況でございます。

そうした中で、海岸事業の方が先般お示しになられているのは、これまでの従前からの災害に対する、例えば波高——波の高さ、こういったようなものに対してやはり少し上がってきているということで、これまでの実態からしっかり押さえていくということを基本とする一方で、潮位、海水の海面の上昇分ですね。この潮位の変化というものについては、これまでの実態だけで捉えていくのではなくて、恐らく今後100年後に更に潮位は上がっていくだろうということから、1つの仮説を立てまして、潮位の予測も反映させていこう、それから偏差についても、反映させていくべきではないかというようなことで議論をされています。

こうしたところを今後の漁港の整備等においてどういうように捉えていくのかということ、こういったところが今後の議論の対象になってくると思いますが、少なくともこれまでの状況からデータを押さえるだけではなくて、将来的なところの予測、こういったところも踏まえていかなければいけないということが、今後の流れと思います。

ですので、そういったところを適切に捉えて、今後の対策として取り組んでいくという考え方として今回お示しをさせていただいておりますので、そういった意味合いから、こういう書きぶりにさせていただいたということでございます。

○橋本分科会長 どうもありがとうございました。よく理解をいたしました。

それでは、あとほかに御意見等はないでしょうか。

もしないようでしたら、私から1点、意見を述べさせていただきたいと思います。

今回、この長期計画に初めて「海業」という言葉が記載される、そういう案になっています。閣議決定に係る計画に記載するに当たって、この「海業」の定義が適切な表現となっているか、必要な要素が盛り込まれているかなど、この会合で丁寧に確認する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○田中計画課長 では、事務局からよろしいでしょうか。

今、分科会長からお話がありました点であります、資料の4-1になりますが、その2ページになります。長期計画の骨子案でございますが、その2ページ目のところに初め

て「海業」という言葉が出てくるもんですから、そこに注記という形で、下部の方に「海業」とはということで、「漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組」という形で、この言葉の説明を付記させていただいております。今、分科会長からお話ありましたように、漁港の長期計画、そして水産基本計画においても、この「海業」という言葉の記載をすることについて、検討がされておるところでございますので、ここで改めてその定義、考え方について、この分科会において御意見を賜りたいという趣旨でございます。

具体的に申しますと、これいわゆる漁村側、そして生産、漁業者側といいたいでしょうか、その地域の漁村の方々から見て、漁村の人々が地域資源の価値とか魅力を活用して所得機会の増大を図るんだということで定義づけ、説明をしておるわけではありますが、一方から、目線としましては、その都市の方々、漁村に訪れる方々からの目線で見たときには、例えば健康増進とか、あるいは気分転換などの生活に潤いをもたらすようなものというような役割といいたいでしょうか、そういったものも期待されるところでございますので、このような視点をもう少し広げて俯瞰（ふかん）的に見たときに、この「海業」というのをどのような形で世に出していくのがいいのかということについて委員各位の御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、この「海業」の内容、それから定義という件につきまして、各委員から御意見等ございましたら、是非お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○荒木委員 荒木でございます。いいでしょうか。

○橋本分科会長 お願いします。荒木委員、お願いします。

○荒木委員 「海業」という言葉なんですけれども、実際にここで「海業」となっているんですけど、長崎の方では交流人口の拡大という政策の一つの同じ言葉だと捉えて実際に地域の所得低下、高齢化になった漁業者の現場には行けない方向けの、年間にするとある程度の所得が得られるということで、うまくいって右肩上がりですべて事業として成り立ってはいたんですが、今コロナの時代ですべて受入れがもうなくなっております。2年……そうですね、2年ぐらいもう受入れがないんですよ。

言葉は違えども、交流人口の拡大ということで確かに漁村はにぎわっておりました。地域に収入も入っておりました。やはり未利用魚に対しての魚食普及の拡大だとか、いい言葉、いい文章がここに入っているなとは思っているんですけども、「海業」として言葉が

的確なのかどうかというのはちょっと私は分からないんですけども、今後に向けてこの文章というのは残していただきたい。何かのどこかの変化で、コロナ禍であっても、受け入れ続けていけるような会にして残していきたいというのが、今、地元ですごく話されているんですよね。体制をスリムにしても、これが続けていかないことには漁村の活性はもうすたれていく一方じゃないかなということが、つい先日も13振興会の中で話合いが行われてきましたので、先ほどからの意見でちょっと申し上げたいなと思っておりました。

以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○坂本委員　坂本ですけど、よろしいでしょうか。

○橋本分科会長　坂本先生、お願いします。

○坂本委員　私、この「海業」というのは20年ぐらい前なんですけれど三浦岬を見に行ったときに、三浦の方々からこういう「海業」という言い方というのがあるんですよというのを聞いたことがあるんですけども、もともとどの辺から来た言葉なのかというのが、もしも水産庁の方でお分かりでしたら教えていただきたいと思うんです。そのときに三浦の方々といろいろ意見交換をしたときに、彼らが言っていた話というのは、正に漁業という、魚を獲ったりとか養殖をしたりというそれだけじゃなくて、そこにいかに付加価値をつけて、それで、三浦岬ですからやはり首都圏から近いということもあって、首都圏からどうやって人を呼び込むのかというようなこととか、そういうもので実際に漁業に従事している人たちの所得を上げていくんだという、そういう考え方だというような説明を受けたんですよね。

そのときになるほどなというふうに思ったんですが、20年ぐらいたって、こういう具合にその言葉が出てきたというのは非常に感慨深いところがあって、そういうコンセプトの言葉であれば、今後これが一般的になるように、特に水産庁の、それこそ基本計画みたいなものにしっかりこういう言葉が出てくるといようなものまでいければ、逆にいいんじゃないかなというふうに思っています。ちょっと質問と、それから感想なんですけれど、何かあれば教えてください。

○橋本分科会長　ありがとうございます。

一応ここで水産庁の方から少し御説明いただきましょうか。今、荒木委員、それから坂本委員の御発言について何か御回答いただければと思いますが。

○田中計画課長 そうしましたら、坂本委員から今お話あったその「海業」という言葉、我々もかなり以前から「海業」という言葉は時に応じて使うこともあったというふうには承知しております。ここに定義を述べさせていただいた案を今ここに示しておりますように、所得機会の向上を図る取組という認識で扱ってきたこともございます。ただ、正確なルーツをとということになりますと、我々としてもそこはよく確認をさせていただきたいと思いますが、三浦市の方でそういったことを述べられたというのは存じておりますけれども、正しいところについては確認をさせていただきたいと存じます。

○坂本委員 分かりました。

○橋本分科会長 部長、お願いします。

○矢花漁港漁場整備部長 部長の矢花でございます。御意見ありがとうございます。

私もこの「海業」という言葉について、三浦市の方でこういう言葉が出てきてというようなことは伺った記憶がございます。正確なところはちょっとまた確認をさせていただきたいと思いますが、そうした漁村に暮らす人たちが、漁村、あるいは漁業の魅力、魚はもちろんですけれども、それだけじゃなくて、そこに海があり、そこにいろんな伝統文化があってということ。その価値に地元の人たちは気付いている。だけど、それを外に向かって出して、そこに外からも来てもらって、その良さを体験していただくとか、あるいは再発見していただくみたいなことなのかもしれませんけれども、そういう観点で今、荒木委員からも交流人口というお話も頂きましたし、坂本委員からもそういう付加価値を高めていく、人を呼び込むという話がございました。

この「海業」というものが誰に向かって価値を提供していくのかというのを考えたときに、狭い範囲ではなくて広く、これは国民、あるいは海外の人に向かって当然発信できるのだと思うのですが、そういう漁村にある大切な価値を地元の人だけではない、外の人にも気付いてもらったり、発見してもらったり、あるいはそれを高めてもらうとか、実際に体験してもらう、そういうことなんだろうなというところにすごく発展性を感じております。そういう意味では、今、初めて定義をしようと思って考えたときに、そういった外の人たちからの、訪れる人たちの観点みたいなものも少し入った方が、この定義というのがより狙っているところといえますか、意味を伝えられるのかなというようなことを、今の議論の中で感じております。

そういう意味で、この言葉というのが今、定義づけようというのは新しくやろうとしているわけですが、実際には荒木委員の話であつたりとか、坂本委員を始め、もうそ

れぞれのところで実際に実績を上げてきた。それがコロナの中でちょっと厳しくなっているけれども、やはりポストコロナというか、これから反転、攻勢していくためには必要なポイントだと思います。今日の御意見を踏まえながら、この取組が狙っているといいますか、伝える、カバーしようとしている人たちが広いのだというところの視点をうまく入れられるような工夫というのを私どもも考えてみたいと今思ったところでございます。

ありがとうございます。

○橋本分科会長　ありがとうございます。

ほかの委員の方、御意見何かございませんでしょうか。

工藤先生、お願いします。

○工藤委員　この「海業」というものを学術的に理解を深めようとして研究してきたのが、東京海洋大学の婁先生です。婁先生の定義と、今ここで示されている定義は大体一緒なんですけれども、婁先生の「海業」の定義は枕詞に、「国民の海への多様なニーズに応えて」という言葉が入ります。国民のニーズに応えて地域資源を活用して展開する経済活動と定義されているので、そこは少し参考になるのかなと思います。

この地域資源の活用に関する議論というのは農業でも盛んに行われていて、地域資源の国民的な利用という側面から、その地域資源論という分野が発展してきましたので、そこも参考になるかなというふうに思います。

それから、先ほど荒木委員の方から分かりやすく解説していただきましたとおり、やはりこの「海業」は、都市と農村の交流を促進するのには欠かせない取組だと思うんですね。漁業生産だけでは交流が促進していきませんから、やはり漁業の魅力を引き出したり水産業の魅力を引き出すためにはもう一つクッションがあって、そこはやはり「海業」の役割なんだと思うんですね。

ですから、その「海業」があって交流が促進していくというような構成にすると分かりやすいのかなという感じがします。

確かに今のままだとおっしゃっているとおりで、「海業」というのが単なる漁業者の経営改善の一つの取組というような理解しかされない方もいらっしゃるかもしれませんので、そこは少し丁寧に説明した方がいいのかもしれないなというふうに感じました。

以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございます。

時間の関係もございますが、もうお一方ぐらいもし御意見があればお伺いしたいと思う

のですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今頂きました委員の先生方の御意見を踏まえて、この「海業」の定義につきましては、改めて事務局内で検討していただくようお願いをします。

ありがとうございました。

以上で、本日の審議はここまでとなります。

その他、何か連絡事項等ございましたら、事務局からお願いをします。それでは、今後の進行は事務局に交代をします。

○森計画課総括課長補佐 本日は委員の皆様より貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。本日の議事及び御発言につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、水産庁のホームページで公表させていただくこととなります。委員の皆様には御発言の内容につきまして後日改めて確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回ですけれども、既に連絡いつているかと思えますけれども、2月8日に今度は長期計画の原案等を審議いただく予定としておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時56分閉会